

報 道 機 関 各 位

5月20日（月）、指定都市市長会は、
「第58回指定都市市長会議」を開催し、
3件の提言・要請を採択しました。

《採択した提言・要請・決議》

- （１）障害者相談支援事業等の社会福祉法上の取扱い等に関する指定都市市長会要請
- （２）障害福祉サービスに係る十分な財政措置に関する指定都市市長会提言
- （３）新型コロナワクチン定期接種の円滑な実施に向けた指定都市市長会要請

※ 詳細は、別添資料をご覧ください。

※ 提言文・要請文の日付が空欄になっていますが、要請活動当日の日付を記載して省庁等へ提出する予定です。

問合せ先

指定都市市長会事務局（担当：稲山^{いなやま} /前田） Tel 03-3591-4772

障害者相談支援事業等の社会福祉法上の取扱い等に関する 指定都市市長会要請

今般、国において、障害者総合支援法における障害者相談支援事業等及び生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業等に係る社会福祉法及び税務上の取扱いについて、令和5年10月4日付けで厚生労働省及びこども家庭庁から事務連絡が発出され、社会福祉事業に該当しないこと、また、消費税関係法令上、他に非課税とする旨の規定もないことから、消費税の課税対象である旨が示された。

とりわけ、障害者相談支援事業については、平成13年5月7日付けの消費税法基本通達等の一部改正において、社会福祉関係の非課税範囲として、社会福祉法上の第二種社会福祉事業に含まれた、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する相談支援事業に包含される、あるいは、同種の非課税事業であったものと捉えている。

しかしながら、以降、障害者自立支援法から障害者総合支援法へと法体系が変遷していく中で、一般相談支援事業や特定相談支援事業と切れ目なく一体的に実施すべき事業であるにも関わらず、国から、第二種社会福祉事業の対象外とする経過や理由、具体的な内容等が明確に示されないまま、この間、全国的に非課税事業として取り扱われてきたものと認識している。

本来、障害者相談支援事業等及び生活困窮者自立支援事業等については、その性質から、社会福祉事業に該当するものと考えられ、障害者相談支援事業等に至っては、高齢分野において、地域包括支援センターが実施している、同種の総合相談支援業務が位置付けられている包括的支援事業が非課税となっていることとの整合性や消費税等の取扱いに係る事業ごとの一貫性を確保する必要があること、さらには、各関係団体への影響等も踏まえ、下記のとおり要請する。

記

- 1 障害者相談支援事業等及び生活困窮者自立支援事業等について、事業の性質に鑑み、社会福祉事業に位置付けるとともに、非課税とすること。
- 2 国の考え方や解釈について、追加や変更等を行おうとする場合については、各地方自治体や関係団体等に与える影響なども十分に考慮し、事前に協議すること。
- 3 国の考え方や解釈について、追加や変更等を行った場合については、各地方自治体に対し、経過、内容、理由、時期等について、迅速かつ明確に示すこと。

令和 年 月 日
指定都市市長会

障害福祉サービスに係る十分な財政措置に関する指定都市市長会提言

障害福祉サービスにおける居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスについては、令和5年6月30日「障害福祉サービスに係る十分な財政措置に関する指定都市市長会提言」において、国庫負担基準の見直し等、市町村の超過負担が解消される適切な財政措置が行われるよう、提言してきたところである。

今般、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、国庫負担基準の見直しにより一定の改善はなされたものの、居宅介護において追加された介護保険対象者（障害支援区分5、6）の基準は、介護保険非対象者の基準の5～6%程度と不十分であり、障害支援区分1～4については引き続き対象外である。また、重度訪問介護に係る介護保険対象者（障害支援区分4～6）の基準において、最重度の障害支援区分6の単価が引き上げられたものの、障害支援区分4、5は引き下げとなり、依然、介護保険対象者の基準は介護保険非対象者の1/3～1/2程度にとどまり、全体の国庫負担基準の引き上げ幅も低いことから、抜本的な改善には至っていない。

加えて、サービス報酬及び国庫負担基準は原則3年に一度改正されているが、令和4年10月に実施された臨時の処遇改善の際、サービス報酬のみ改定され、国庫負担基準は改定されず、指定都市の超過負担拡大の一つの要因となっている（指定都市の総額は令和3年度実績で217億円、令和4年度実績で241億円）。今後、賃上げ推進の観点から、臨時の処遇改善が行われた場合、現行制度のままでは、超過負担はさらに拡大していくものと考える。

また、地域移行を進めれば進めるほどに市町村の超過負担が増える構造になっており、厚生労働省が推進している入所・入院されている方の地域生活への移行に逆行している。

このため、今後も、障害の重度化や高齢化の進展、地域移行の推進により、障害福祉サービスの伸びが見込まれる中で制度の持続可能性を確保していくため、更なる適切な財政措置が行われ、市町村の超過負担が解消されるよう、指定都市市長会として、下記のとおり提言する。

記

- 1 居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスについて、市町村が決定した実際の給付額の総額を算定基礎とする財政措置を行うこと。
- 2 上記の改正を前提として、それまでの措置として、速やかに以下の措置を講じること。
 - (1) 居宅介護の介護保険対象者の国庫負担基準単位について、障害支援区分5、6の単位数を引き上げるとともに、障害支援区分1～4の国庫負担基準を創設すること。
 - (2) 介護保険対象者に加え、介護保険非対象者の重度訪問介護利用に係る障害福祉サービスの国庫負担基準について、実態に応じて引き上げること。
 - (3) 処遇改善等によりサービス報酬を改定する場合は、その都度、国庫負担基準に反映すること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

新型コロナワクチン定期接種の円滑な実施に向けた 指定都市市長会要請

令和6年度以降の新型コロナワクチン接種については、65歳以上の高齢者等を対象に、秋冬からB類疾病の定期接種として実施することとされているが、現段階においてワクチンの市場価格をはじめ、実施期間等の詳細が不明確であり、定期接種を円滑に実施する観点からは懸念がある状況である。

また、全額国費による特例臨時接種から定期接種となることにより、市町村の財政負担が増加することに加え、令和6年度の国から市町村への費用助成は示されている一方で、ワクチン価格が高騰した場合の追加助成や令和7年度以降の費用助成は示されていないことなど、財政上の負担が懸念される。

さらに、新たな変異株の発生や有効なワクチンの安定供給等、今後も不確定な要素が多く、実施にあたっては医師会等関係機関との調整など柔軟な対応が求められる。

そこで、ワクチン接種の円滑な実施に向けて、指定都市市長会として以下のとおり要請するものである。

1 ワクチン接種に係る国費による支援について

新型コロナワクチン接種の標準的な接種費用については、当初7,000円と示されていたが、15,300円程度に見直され、インフルエンザワクチン接種と比較して著しく高額な水準となることが示されている。また、ワクチンの市場価格、使用するワクチンの種類や流通体制等、不確定な要素が多い。

令和6年度においては、市町村への助成金の支給が示されているところではあるが、世界的な物価高騰等の影響によりワクチン価格がさらに上昇した場合、市町村財政に大きな影響を与えるだけでなく、自己負担額が高額となれば接種希望者の接種意欲の減退を招くことが懸念される状況にあることから、ワクチン価格の上昇分については、接種希望者や市町村に更なる負担が生じることのないよう国費による支援を行うこと。

また、令和7年度以降においても、接種希望者の自己負担や市町村の負担が過大とならないよう、国費による支援を継続すること。

なお、令和6年度以降に処理せざるを得ない特例臨時接種期間中に実施した接種費用の支払いや予診票の保管等の事務処理費用についても全額国費により負担すること。

2 定期接種の実施に係る広報及び流通体制の確立について

秋冬からワクチン接種を行うに当たっては、国民の理解促進、安価なワクチンの安定供給、卸売販売業者による流通体制の確立及び接種体制の確保等を図る必要が

ある。

国が責任をもって、国民への周知・広報及び医師会等関係機関と調整を行い、接種を希望する者が円滑に接種を受けられるよう、国内に十分な量のワクチンを確保するとともに、地域による偏在が生じないように、必要に応じてメーカーや卸売販売業者と調整し、支障なく秋冬の定期接種が実施できる流通体制を整備すること。

3 ワクチン接種の有効性・安全性等に関する周知等の強化について

定期接種においては複数種類のワクチンが使用されることが想定されるが、ワクチンの種類ごとの特性や安全性、有効性及び長期的な副反応が疑われる症状に関する情報などについて、国において実態を把握した上で、地方自治体へ速やかに情報提供を行うとともに、国民に対しても、その情報を分かりやすく積極的に周知を行い、十分な理解が得られるよう努めること。

また、副反応に関する専門的な相談体制を構築する地方自治体に対して、必要な費用を国費により支援すること。

令和 年 月 日
指 定 都 市 市 長 会